

2007年(平成19年)7月17日

各 位

本店所在地 東京都千代田区一番町8番地  
会社名 そーせいグループ株式会社  
(コード番号 4565 東証マザーズ)  
代表者 代表執行役社長 CEO 田村 眞一  
問い合わせ先 代表執行役副社長 前川 裕貴  
電話番号 03-5210-3290(代表)

### ストックオプション(新株予約権)の発行条件の決定に関するお知らせ

当社は、2007年(平成19年)6月22日開催の第17回定時株主総会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき決議いたしましたストックオプションとしての新株予約権につきまして、2007年7月17日開催の取締役会において下記のとおり発行条件を決定いたしましたので、お知らせいたします。なお、当社の取締役および執行役への割当てにつきましては、報酬委員会の決定に従っております。

#### **日本在住の当社の取締役、執行役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員に対する金銭の払込を要しない新株予約権**

- |   |  |
|---|--|
| 1. 新株予約権の名称                                 | 第13回新株予約権  |
| 2. 新株予約権の割当日                                | 2007年7月17日   |
| 3. 新株予約権の総数                                 | 922個   |
| 4. 新株予約権の払込金額                               | 金銭の払込を要しない   |
| 5. 新株予約権の目的である株式の種類及び数                      | 普通株式 922株  |
| 6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                   | 新株予約権1個当たり 214,800円  |
| 7. 新株予約権の行使により交付(新株発行又は自己株式の移転)される当社普通株式の総額 | 198,045,600円   |
| 8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金          | 会社計算規則第40条第1項に従って算出される資本金等増加限度額の2分の1の額(算定の結果1円未満の端数が生じるときはその端数を切り上げた額)とする。 |
| 9. 新株予約権の割当対象者                              | 日本在住の当社の取締役、執行役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員 合計29名                                  |

10. 新株予約権の権利行使期間

2010年7月18日から2017年7月17日までとする。  
ただし、2010年7月18日から2011年7月17日までの期間は、付与新株予約権数の4分の3を上限として行使することができるものとし、1株未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てる。

**当社の取締役、執行役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員に対する金銭の払込を要する新株予約権（日本在住者を除く）**

- |   |   |
|---|---|
| 1. 新株予約権の名称                                 | 第14回新株予約権   |
| 2. 新株予約権の割当日                                | 2007年7月17日  |
| 3. 新株予約権の総数                                 | 2,080個  |
| 4. 新株予約権の払込金額                               | 1円  |
| 5. 新株予約権の目的である株式の種類及び数                      | 普通株式 2,080株   |
| 6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                   | 新株予約権1個当たり 214,800円   |
| 7. 新株予約権の行使により交付（新株発行又は自己株式の移転）される当社普通株式の総額 | 446,784,000円  |
| 8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金          | 会社計算規則第40条第1項に従って算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（算定の結果1円未満の端数が生じるときはその端数を切り上げた額）とする。  |
| 9. 新株予約権の割当対象者                              | 当社の取締役、執行役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員（日本在住者を除く） 合計43名  |
| 10. 新株予約権の権利行使期間                            | 2010年7月18日から2017年7月17日までとする。<br>ただし、2010年7月18日から2011年7月17日までの期間は、付与新株予約権数の4分の3を上限として行使することができるものとし、1株未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てる。 |

（ご参考）

- (1) 第17回定時株主総会付議のための取締役会決議日 2007年5月25日
- (2) 第17回定時株主総会決議日 2007年6月22日

以上